

重要事項説明書

1. 事業の目的

社会福祉法人 ル・プリ(以下、「運営法人」という。)が開設するらいふけあ中野(以下、「事業所」という。)が行う訪問介護事業、横浜市訪問介護相当サービス及び横浜市訪問型生活援助サービス(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者(以下、「要介護者等」という。)に対し、事業所の介護福祉士、訪問介護員研修の修了者等(以下、「訪問介護員等」という。)及び一定の研修を修了した従事者等(横浜市訪問型生活援助サービスに限る。以下「従事者等」という。)が、利用者の居宅において入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる世話又は支援等の適切な訪問介護、横浜市訪問介護相当サービス(以下「訪問介護等」という。)及び横浜市訪問型生活援助サービスを提供することを目的とする。

2. 事業所の概要

事業所名	らいふけあ中野
所在地	横浜市栄区上郷町84-9 「杜のさぼーと館」1階
事業者指定番号	神奈川県 1473500393
管理者・連絡先	奥村 文代 Tel 045-890-5188
サービス提供地域	横浜市 栄区, 港南区

3. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容	人員
管理者	管理者は、業務の管理を一元的に行います。	1名(常勤兼務)
サービス提供責任者	サービス提供責任者は、利用者やその家族から相談に応じると共に、利用の申込みに係わる調整や訪問介護サービス計画及び第1号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)計画の作成を行います。また、必要に応じて利用者のへ説明を行います。	2.5名(常勤兼務2名・非常勤兼務1名)
介護職員	介護職員は入浴、排泄、食事等の介護を行います。	9名(非常勤兼務)

4. 業務日及び業務時間

営業日	原則として月曜日～金曜日(祝日を除く)
受付時間	午前9時～午後5時まで
サービス提供日・時間	1月1日～1月3日を除く毎日 午前8時～午後8時まで

5. サービス内容及び利用料金

- (1)「訪問介護」は、利用者の居宅(自宅)において訪問介護員(ヘルパー)その他政令で定める者を派遣して入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援を行うサービスです。
- (2)事業者は、下記のサービス内容の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。
- (3)サービス提供にあたっては、「訪問介護計画書及び第1号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス/横浜市訪問型生活援助サービス)計画書」に沿って計画的に提供します。

【身体介護】

- ・食事介助 全面介助、一部介助又は、見守りをし、配膳から後片づけまで含みます。
- ・入浴介助 ご自宅に有る風呂場にて、全身洗浄や、湯船への移動を介助します。
- ・排泄介助 オムツ等の交換、処理や、トイレへの移動、排泄動作の介助をします。
- ・清拭 体の清潔を保つ為に、各部分をタオル等を使い、拭きます。
- ・体位変換 じょくそう防止のために、体を傾け、方向を変える並びに起こす、座る介助をします。

【生活援助】

- ・買物 日用品や食料品など、生活必需品の買物を行います。
- ・調理 利用者のための食事の調理、配膳、食後の後片づけ、食品管理を行います。

- ・掃除 利用者が、日常生活に使用している居室、台所等の掃除を行います。
- ・洗濯 洗濯物の洗浄、物干し、整頓を援助します。

【ご注意】

次のようなサービスは、介護保険上のサービスとして提供することはできませんので、ご了承ください。

(1)「本人の援助」に該当しないもの

- ・・・家族のための洗濯・調理・買い物・布団干・主として利用者が使用する居室以外の掃除・来客の応接(お茶の手配)・自家用車の洗車 等

(2)「日常生活の援助」に該当しないもの

- ・・・庭の草むしり・花木の水やり・犬の散歩等ペットの世話・家具の移動等の移動・大掃除窓のガラス磨き・室内外家屋の修理・正月料理等の特別な調理 等

【利用者負担金】

(1)利用料

介護保険から給付サービスを利用する場合は、下記の表の通りになります。

ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービス料金は、自己負担になります。

【訪問介護サービス 料金表 ー基本料金・昼間ー】

身体介護		20～30分未満	30～60分未満	60分以上
	1割負担	272円	431円	631円
生活援助	2割負担	543円	861円	1,261円
	3割負担	814円	1,291円	1,892円
		45分未満	45分以上	
生活援助	1割負担	199円	245円	
	2割負担	398円	490円	
	3割負担	597円	734円	

【第1号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス) 料金表 ー基本料金・昼間ー】

	訪問型独自サービスⅠ (週1回程度)	訪問型独自サービスⅡ (週2回程度)	訪問型独自サービスⅢ (週3回程度)
利用料金(1割負担)	1,308円	2,612円	4,145円
利用料金(2割負担)	2,616円	5,224円	8,289円
利用料金(3割負担)	3,924円	7,836円	12,434円

【第1号訪問事業(横浜市訪問型生活援助サービス) 料金表 ー基本料金・昼間ー】

	訪問型独自サービス Ⅰ/2 (週1回程度)	訪問型独自サービス Ⅱ/2(週2回程度)	訪問型独自サービス Ⅲ/2(週3回程度)
利用料金(1割負担)	1,177 円	2,351 円	3,730 円
利用料金(2割負担)	2,353 円	4,702 円	7,460 円
利用料金(3割負担)	3,530円	7,053 円	11,189 円

- * 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後8時)帯は25%増しになります
- * 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画に定められた目安の時間を基準とします。
- * やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。
- * 初回加算(新規) 200単位
新規にご利用頂いた場合加算になります。
- * 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)
介護報酬総単位数に対して22.4%の加算になります。
- * 緊急時訪問介護加算 100単位
利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時、訪問介護を行った場合加算になります。

(2)交通費

「重要事項説明書」に記載のサービス提供地域の方も、地域外の方も交通費はいただきません。

(3) キャンセル・休止

サービスのキャンセルまたは休止を希望される場合は、前日までに必ずご連絡ください。
急なキャンセルの場合も、至急ご連絡下さい。(連絡先 電話 045-890-5188)
ご連絡なくヘルパーが訪問した場合は、1提供当たりの料金(介護報酬総額)の50%を請求いたします。

(4) その他

- ① お客様の住まいで、サービスを提供する為に使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担となります。
- ② 料金のお支払方法
お支払い方法は、浜銀ファイナンス自動引き落としにて、毎月12日前後に前月分の請求をいたしますので、26日迄に口座に入金をお願いいたします。
尚、領収証は翌月の請求書とあわせて発行いたします。
- ③ 介護保険外のサービスにつきましては、別途契約にて承ります。

6. 当事業所における運営方針

当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- (1) 利用者が自立した日常生活を営むこと、及び、利用者の家族の負担を軽減することを目標に、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、訪問介護サービスまたは第1号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス/横浜市訪問型生活援助サービス)を提供します。
- (2) 訪問介護サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。計画の作成にあたっては、必要に応じて利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保険・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは、悪化の防止又は、要介護状態になる事の予防に資するように十分配慮します。
- (4) 事業所は、従業員の質的向上を図る為の研修を設けるものとし、また事業体制を整備します。
 - ・採用時研修 採用後1か月
 - ・継続研修 年6回

7. 秘密保持

事業所及び、その従業員は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持します。
又、従業員は退職後も業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持します。

8. 緊急時等における対応方法

- (1) 訪問介護員等は、訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。
主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者の責めに帰すべき理由のない場合にはこの限りではありません。

11. 感染症対策

事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所は、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12. 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため虐待防止の指針を整備し、担当者を定め委員会(オンライン開催を含む)および研修を定期的開催し、委員会の結果を職員に周知します。

13. 身体拘束の適正化

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

14. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、職員へ周知するとともに、必要な研修及び訓練、計画の見直しと変更を定期的に行っています。

15. 第三者評価の実施状況

実施なし

16. 相談窓口、苦情対応

当事業所のサービスに関する相談や苦情に付いては、次の窓口で対応いたします。

電話番号	045 - 890 - 5188
FAX番号	045 - 893 - 2965
苦情・相談 受付担当者	奥村 文代
内部苦情 申し立て機 関	機関名：社会福祉法人 ル・プリ
	所在地 横浜市栄区中野町400-2
	電話 045-896-0711
	FAX 045-896-0713
その他	相談・苦情に付いては、上記受付者が随時受け付けており、受付た相談・苦情は申出人の了承を得て苦情解決責任者、第三者委員会へ報告をし、申出人と話し合い解決に努めます。又、受付から解決・改善までを記録し個人情報を除き、報告書、公報物にて実績を公表します。 尚、当法人で解決出来ない苦情は、「運営適正化委員会」に申し立てることが出来ます

○公共機関においても、次の機関において苦情申出等が出来ます。

市町村介護保険相談窓口 (栄区)	所在地 横浜市栄区桂町303-19 栄区役所 高齢障害支援課
	電話 045-894-8547 FAX 045-893-3083
	対応時間 月～金 午前8時45分～午後5時15分
市町村介護保険相談窓口 (港南区)	所在地 横浜市港南区港南4-2-10 港南区役所 高齢障害支援課
	電話 045-847-8495 FAX 045-845-9089
	対応時間 月～金 午前8時45分～午後5時15分
市町村介護保険相談窓口 (横浜市)	所在地 横浜市中区港町1-1 横浜市役所 介護事業指導課
	電話 045-671-2356 FAX 045-681-7789
	対応時間 月～金 午前8時45分～午後5時15分
神奈川県国民健康保険団 体連合会(国保連)	所在地 横浜市西区楠町27-1
	電話 045-329-3447
	対応時間 月～金 午前8時45分～午後5時15分

17. 運営法人の概要

名 称	社会福祉法人 ル・プリ
代 表 者 名	理事長 宮内 眞治
法人本部所在地・連絡先	横浜市旭区金が谷550番地 045-951-1711
実施事業の概要	(1) 高齢者支援施設(事業所)の管理・運営 ・地域ケアプラザ(奈良、青葉台、中野、日下) ①地域包括支援センター(介護予防支援事業/介護予防ケアマネジメント) ②居宅介護支援事業 ③通所介護(介護予防)/通所型サービス ※青葉台を除く ④地域活動交流事業 ⑤生活支援体制整備事業 ・小規模多機能事業所「晴」 ・訪問介護(介護予防)事業所・第1号訪問事業(らいふけあ中野) (2) 障害者支援施設(事業所)の管理・運営 【事業内容】 施設入所支援 / 福祉型障害児入所施設 / 生活介護 / 短期入所/計画相談支援/就労継続支援(B型)/共同生活援助(包括型) / 居宅介護/重度訪問介護/行動援護/移動介護/計画相談支援 / 自立生活アシスタント事業 / 地域移行支援 / 地域定着支援 / 障害児相談支援 (3) 児童支援施設(事業所)の管理・運営 【事業内容】 保育所 / 児童養護施設 / 子ども家庭支援センター / ふれあい塾
事業所数	地域ケアプラザ(4)、小規模多機能型居宅介護事業所(1)、訪問介護事業所(1) 障害児・者入所支援施設(4)、障害者地域活動ホーム(2)、障害福祉サービス事業所(20)、保育所(3)、児童養護施設(2)、子ども家庭支援センター(1)

